

登録研修機関業務規程

事業者番号		事業所名称	日本福祉大学 富山オフィス	
所在地	〒930-0002 富山県富山市新富町1丁目2番3号 C i C 2階			
連絡先・ 相談窓口	所 属	教育文化事業室 北信越地域 ブロックセンター富山 (敬称省略「富山オフィス」)	職 氏 名	中村 洋介
	電話番号	076 (431) 2027	FAX 番号	076 (431) 2028
	E-mail	toyama@ml.n-fukushi.ac.jp		

※太線内を記入すること。

1 研修の内容

①開講の目的	平成24年度から施行の介護職員等によるたんの吸引等の制度化について、特別養護老人ホーム等の施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等をおこなうことができる介護職員等養成を目的とする		
②研修の名称	介護職員等によるたんの吸引等研修事業 (第1号研修、第2号研修・不特定多数の者対象)		
③研修の課程 ※実施予定の 課程に○を記 入すること。	○	第1号研修 (喀痰吸引及び経管栄養のすべて)	
	○	第2号研修 (喀痰吸引等行為のうち1行為以上4行為以下)	
		第3号研修 (各喀痰吸引等行為の個別研修)	
④実施の期間	実施期間：平成30年10月10日 ~		
⑤研修の講師	必要講師人数 6人 (講師名簿については、別紙 講師一覧表のとおり。)		
⑥実施の場所	講 義	セントラルパーク牧野 (高岡市中曽根2373番地)	
	演 習	セントラルパーク牧野 (高岡市中曽根2373番地)	
	実 習	受講生の自施設での実施	
⑦定 員	20名		
⑧受 講 料	1. 講義	・免除の有無に関わらず、一律38,000円 (筆記試験料込・テキスト代別)	
	2. 演習	・免除の有無に関わらず、一律27,000円	
	3. 事務管理費	・免除の有無に関わらず、一律30,000円	

	金額	第1号研修	<p>A 基本研修+自身で実地研修を手配 95,000円(税込み・テキスト代別)</p> <p>B 基本研修+自身で実地研修を手配 人工呼吸器装着者に対する吸引演習(口腔内吸引・鼻腔内吸引及び気管カニューレ内部吸引)を受講する場合 Aの受講料+12,000円×行為数(税込み・テキスト代別)</p> <p>1行為の場合 107,000円(税込み・テキスト代別) 2行為の場合 119,000円(税込み・テキスト代別) 3行為の場合 131,000円(税込み・テキスト代別)</p> <p>C 基本研修をいずれかの機関において修了済で実地研修のみを自身で手配した実地研修先で行う場合 一律30,000円(事務管理費)</p>
		第2号研修	<p>A 基本研修+自身で実地研修を手配 95,000円(税込み・テキスト代別)</p> <p>B 基本研修+自身で実地研修を手配 人工呼吸器装着者に対する吸引演習(口腔内吸引・鼻腔内吸引及び気管カニューレ内部吸引)を受講する場合 Aの受講料+1行為×12,000円(税込み・テキスト代別)</p> <p>1行為の場合 107,000円(税込み・テキスト代別) 2行為の場合 119,000円(税込み・テキスト代別) 3行為の場合 131,000円(税込み・テキスト代別)</p> <p>C 基本研修をいずれかの機関において修了済で実地研修のみを自身で手配した実地研修先で行う場合 一律30,000円(事務管理費)</p>
		第3号研修	
	支払方法	口座振り込み	
	解約条件・返金の有無		<p>・受講票発送後の、受講者都合によるキャンセル・返金には応じない。</p> <p>・受講途中に富山オフィスの判断による受講中止を決定した場合に限り、一部返金する(振込手数料は受講生負担とする)。</p>

2 受講資格・受講の手続き

①受講資格	<p>① 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、居宅サービス事業所等に勤務の介護職員等（介護福祉士を含む）の方で、たん吸引等を必要とする利用者がいる等、業務上本講習受講が必要で、所定のカリキュラムをすべて受講できる方。</p> <p>②介護福祉士で、所定のカリキュラムをすべて受講できる方。</p>	
②申込方法	募集要綱にもとづき、所定の申込書類を期限までに富山オフィスへ郵送すること。受講料入金をもって正式決定とする。	
③申込先	日本福祉大学 富山オフィス	
④受講決定	申込書類の内容にもとづき、定員設定にかかわらず、実地研修の受け入れ状況や、研修受講の必要性等を勘案した上で、選考をおこなうものとする。申込み受付後、受講料の支払が確認された時点で受講を決定する。	
⑤科目免除	免除の有無	㊟ ・ 無
		<ul style="list-style-type: none"> ・対象者①：基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」 ・対象者②：基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（実地研修を修了した行為に限る） ・対象者③：基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（実地研修を修了した行為に限る） ・対象者④：平成24年度以降に受講した「たん吸引等研修 第1号 第2号研修」において履修済みの研修科目 ・対象者⑤：実地研修以外の講義・演習のすべて
	対象者	<p>①「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者</p> <p>②平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者</p> <p>③「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者</p> <p>④平成24年度以降に「たん吸引等研修 第1号・第2号研修」を受講するも、やむを得ず修了しなかったため、「一部履修証明書」を持つ者</p> <p>⑤介護福祉士養成機関で「医療的ケア」の講義・演習を履修した者</p>
申込方法	<p>応募の際は、①～③は研修の「修了証明書」「履修証明書」の写し、④は「一部履修証明書」の写し、⑤は「成績証明書」ならびに科目シラバスを添えて申し込む</p> <p>上記①～⑤の対象者として申請したものの、当オフィスの選考段階で非該当とみなされる場合があるので所有する証明書類と上記の制度との関係を確認すること（上記以外の証明書類提出を求める場合がある）</p>	

3 受講上の注意事項

①遅刻・早退・ 欠席の取扱い	遅 刻	原則不可 ただしやむを得ない事情によるものと判断された場合は下記補講を課す
	早 退	同上
	欠 席	同上
②補講の実施	実施の有無	① 有 ・ 無
		基本研修（講義・演習・）筆記試験
	補講の上限	原則1科目（行為）につき1度まで
	補講の方法	<p>【基本研修】</p> <p>講義：レポート課題を作成し別途指導する。もしくは別課程の講義（別途日程を定める）に参加する（要補講料）</p> <p>演習：本学主催での別グループの演習に参加</p> <p>演習不合格で補講の場合には、別途日程を定める本学主催の演習学習会に参加の上で補講を受ける（要補講料・要演習学習会参加費）</p> <p>筆記試験追試験：別日程を設定し筆記試験を実施（要追試験料） ただし筆記試験追試は、原則として1回限りとする</p>
	補講の費用	<p>【基本研修】</p> <p>講義：欠席時間数（0.5時間単位）×1,000円</p> <p>演習：1科目（行為）×10,000円</p> <p>演習学習会：1科目（行為）につき10,000円</p> <p>筆記試験追試験料：1回5,000円</p>
	注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等不測の事態により研修が中断された場合は、予定修了期日までに補講日を設定し、補講をおこなう ・同上の理由にて延期の場合は、開講時期を明確にして早期に研修を再開する ・苦情等相談時の連絡先は、日本福祉大学富山オフィス 担当（TEL:076-431-2027 FAX:076-431-2028）とする

<p>③修了の取扱い</p>	<p>修了評価の方法</p>	<p>【基本研修】 講義 ①講義終了後の筆記試験の実施により、総得点の9割以上得点者を合格とする ②筆記試験の追試験は、原則1回限りとし、追試験を実施しても合格できない場合には、受講中止を指示する（あらためて受講登録を行い、講義を受けなおすことを前提とする） 演習 ③全ての行為ごとに定められた実施回数（5回）以上の演習を実施した上で、評価票の全ての項目についての講師の評価結果が、「介護職員によるたんの吸引及び経管栄養のケア実施の手引きの手順どおりに実施できている」となった場合に、演習の修了を認める ④演習の実施回数は各行為とも、いずれも最大9回までとし、9回を超えても合格できない場合には演習の補講を指示する ⑤演習の補講を受けるためには別途「演習学習会」の受講を義務づける ⑥演習の補講においても③の評価基準を準用し、各行為とも最大9回まで実施するが、9回を超えても合格できない場合には受講中止を指示する</p> <p>【実地研修】 ①各ケアの種類ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、評価票のすべての項目についての医師または指導看護師等の評価結果が、「介護職員によるたんの吸引及び経管栄養のケア実施の手引きの手順どおりに実施できている」となった場合であって、次に掲げる基準をいずれも満たす場合に修了を認定する 一 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上であること 二 当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと</p>
	<p>修了認定の方法</p>	<p>平成27年4月1日施行の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正に基づき、 第二号研修は、修了した実地研修ごとに研修修了の認定を受けることができる。 受講生がのちに追加の実地研修を受講する際、基本研修や演習、修了済の実地研修について一部履修免除ができる。</p>
<p>④受講の取消し</p>	<p>次に該当する者は、受講の決定を取り消すことがある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遅刻、早退、欠席の甚だしい者 ・受講態度不良の者 ・実施研修機関が不適格とみなす者 	
<p>⑤修了証明書の再発行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失等の場合は、受講生本人の申し出により再発行する。なお、再発行手数料として2,000円を徴収する。 	

4 喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営

①構成委員	医 師	・トータルサポートクリニック 院長
	看 護 職 員 (保健師、助産師及び看護師)	・愛知県看護協会訪問看護ステーションたかつじ 所長
	そ の 他 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県老人福祉施設協議会 研修委員長 ・日本福祉大学社会福祉研修総合センター 講師 ・日本福祉大学社会福祉総合研修センター 職員 ・日本福祉大学地域ブロックセンター 職員
②開催時期	研修の安全実施および修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として「喀痰吸引等研修実施委員会」を整備し、医師1名、看護師1名、研修講師複数名、実施機関研修担当複数名により構成する。開催時期については半期に1度（3月・8月）の開催を目安とし、その他必要に応じ開催する	
③検討内容	<p>「喀痰吸引等研修実施委員会」の以下の事項を所掌する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施計画の策定 ・受講生の研修受講状況 ・業務規定等の見直し ・研修教材の選定や見直し ・筆記試験に関すること ・実地研修に関すること ・研修の安全管理体制に関すること ・その他、当該研修の実施に関すること 	

5 安全管理・秘密保持

①安全管理のための体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実地研修の実施にあたっては、「実地研修実施要綱」を整備し、実地研修をおこなう全ての施設へ配付・周知する ・実地研修の実施にあたっては、医師による実地研修指示書の取得を行う
②業務に関して知り得た秘密の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・研修事業運営上知り得た受講者に係る秘密は厳守する ・研修受講者が実習等において知り得た個人の秘密を他に漏洩しないよう、十分な事前及び事後指導を行うものとする
③帳簿及び書類の保存	<p>喀痰吸引等登録研修機関に係る申請書、届出書及び添付書類並びに修了者管理名簿等の関係帳簿類は永年保存とし、施錠管理できるキャビネット等で保管する。登録研修機関を廃止する場合は、修了者管理名簿を富山県に引き継ぐものとする</p>
④損害賠償保険の加入	<ul style="list-style-type: none"> ・実地研修での万一の事故に備え、受講者全員に損害賠償保険への加入を義務付けるものとする